

まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策(概要一覧)

令和6年4月時点

- 既存制度
- 令和6年度拡充事項(青字)

施策等の名称	支援種別	概要	防災・減災対策の種別
1. 計画策定に係る支援			
コンパクトシティ形成支援事業	予算	○立地適正化計画(防災指針)の策定・変更など計画策定や、災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査に必要な経費を補助	・計画策定
2. 居住・施設の移転に係る支援			
居住誘導区域等権利設定等促進事業(防災移転計画の作成)	制度	○災害ハザードエリアからの住宅又は施設の移転に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、これを公告することで、計画に定められた所有権、賃借権等が設定又は移転され、権利設定を市町村が一括で登記が可能	・施設移転 ・住居移転
防災集団移転促進事業	予算	○自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域内にある住居の集団的移転を促進するため、移転先となる住宅団地の造成や、移転者の住宅建設等に伴う住宅ローンの利子相当額、移転経費の補助に要する経費等を補助 ●南海トラフ地震等の巨大地震に伴う津波被害が想定される一定要件を満たした市町村において、災害発生前の小規模かつ段階的な移転を可能とすることにより、津波被害の軽減を図り、事前防災まちづくりを推進	・住居移転
都市構造再編集中支援事業	予算	○持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るため、立地適正化計画に基づく、都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化の取組(避難所の改修等)等に対し支援	・施設移転
都市構造再編集中支援事業(移転を希望する者の移転支援、移転元地の管理の適正化への支援)	予算	○居住誘導区域外等から居住誘導区域への住宅移転及び移転元地の管理の適正化を図る取組等を支援 ●災害リスクの高い地域から安全な地域への居住誘導を促進するため、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業について、防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域から居住誘導区域への移転支援を強化	・住居移転 ・移転元地の適正管理
がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	予算	○がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して交付金を交付	・住居移転
3. 居住地の面的整備に係る支援			
宅地被害防止事業	制度	○宅地地盤の滑动崩落又は液状化の被害の防止を促進する事業(宅地被害防止事業)について立地適正化計画に記載し公表した場合、宅地造成等規制法の事務を当該市町村が行うことができる	・宅地の被害防止
宅地耐震化推進事業	予算	○大規模盛土造成地における滑动崩落や液状化による宅地の被害を防止するため、変動予測調査に要する費用や、対策工事に要する費用を補助 ●大地震等による大規模盛土造成地の滑动崩落の未然防止に向けた安全対策の取組が円滑に行われるよう、対策工事(大規模盛土造成地滑动崩落防止事業)に関わる補助対象事業費の限度額を見直すことにより、支援を強化する。	・宅地の被害防止
都市再生区画整理事業	予算	○居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の高上げ費用及びそれに係る移転補償費の一部を補助限度額の算定項目に算入することが可能 ○防災指針に基づき総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、重点地区の対象に追加し重点的な支援や、公共施設用地の取得等への支援を拡充	・土地の高上げ
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	予算	○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	・住宅市街地の防災性向上
小規模住宅地区改良事業	予算	○地方公共団体が移転勧告等を行った住宅など不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区における、住環境の整備改善又は災害の防止のための、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路の整備等について補助	・災害リスクのある場所を含む地区の住環境の整備
4. 居住・施設等の整備に係る支援			
都市構造再編集中支援事業	予算	○持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るため、立地適正化計画に基づく、都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化の取組(避難所の改修等)等に対し支援	・防災に資する施設整備
市街地再開発事業等	予算	○地区計画に定められている等一定の要件を満たす広場の整備について補助 ○まちなかウォークアップ区域等で実施される市街地再開発事業等において整備される広場等を補助対象に追加 ○都市計画法の改正に併せて、雨水浸透機能の高い緑地、避難地等の地区計画に位置付けられる地区施設を対象に、整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加。	・都市の防災性向上にも資する広場等整備
災害危険区域	制度	○津波、、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止に必要なものを当該条例で定めることができる。	・住宅の防災性向上 ・建築物の誘導(災害ハザードエリアにおける立地抑制)
住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業、災害危険区域等建築物防災改修等事業)	予算	○土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援 ○住宅や建築物の耐震補強設計や耐震改修、建替え又は除却を支援 ○災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助	・住宅市街地の防災性向上
災害予防融資(住宅金融支援機構)	金融	○災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転又は代替住宅の建設等を行う際に必要な資金を貸し付け(地すべり等関連住宅融資)	・住居移転
フラット35地域連携型(防災対策)(住宅金融支援機構)	金利優遇	○住宅の防災・減災対策に取り組むため、地方公共団体による、雨水浸透施設や浸水防止用設備の対策への財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる	・住宅の防災性向上

まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策(概要一覧)

令和6年4月時点

- 既存制度
- 令和6年度拡充事項(青字)

施策等の名称	支援種別	概要	防災・減災対策の種別
建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン	技術資料	○マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水し、停電した事案を踏まえて作成された建築物における電気設備の浸水対策のあり方に係るガイドライン	・住宅の防災性向上
都市・地域交通戦略推進事業	予算	○地域の防災力強化に資する駅まち空間の整備等に対して支援	・都市の防災性向上に資する都市交通施設の整備
5. 避難施設・避難体制の整備に係る支援			
消防防災施設整備費補助金	予算	○耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助	・消防防災施設の整備
都市防災総合推進事業	予算	○避難地・避難路等の公共施設整備や、この周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災意識向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組について支援 ●避難路整備における幅員要件の緩和対象となる地域について、以下に見直し ・南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波災害警戒区域(イエローゾーン)を含む市街地 ●事前復興まちづくり計画策定について、都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の計画策定を支援する取組を支援対象に追加	・避難地・避難路等の整備 ・避難場所の機能強化(備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策等) ・建築物の防災性向上 ・ソフト対策等
地下街防災推進事業	予算	○地下街の安全点検や、「地下街等防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修、浸水防止対策等について支援	・避難通路の改修等
避難地となる防災公園の整備	予算	○避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園の整備や、災害発生時に住民が安全に避難できるよう備蓄倉庫や耐震性貯水槽など災害応急対策施設の整備を支援	・防災公園(避難場所等)の整備
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業(バリアフリー化事業)	予算	○都市公園のバリアフリー化を集中的かつ重点的に進め、施設の利便性や安全性の向上を図るとともに、災害時の避難等を円滑にし、地域の防災力向上を図る取組を支援	・防災公園(避難場所等)の整備
土砂災害対策道路事業補助制度	予算	○砂防事業と連携して実施する地方公共団体における重要物流道路等の土砂災害対策事業を支援	・道路の土砂災害対策
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	予算	○地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援	・大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保 ・地震時の帰宅困難者等への対応 ・水害時の避難者への対応 ・狭い道路の解消に向けた取組の促進
都市安全確保拠点整備事業	予算	○都市計画法の改正に併せて、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。	・都市安全確保拠点施設の整備
津波・高潮危機管理対策緊急事業	予算	○津波又は高潮に関する危機管理対策として、緊急的な防災機能の確保及び避難対策等、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護の推進を支援する。	・避難対策としての管理用通路の整備 ・避難用通路の設置(堤防スロープ等) ・津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域の指定 ・ハザードマップ作成支援
津波避難施設に係る課税標準の特例措置	税制	○津波災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を促進するため、沿岸部の建築物の屋上階等に避難・備蓄用スペースを確保するとともに、避難施設屋上階等への迅速な誘導や緊急時における鍵の自動解錠等のため、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産(誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等)の整備を促進することを支援する。	・津波避難施設の促進
国際競争業務継続拠点整備事業	予算	○我が国の大都市の防災性向上、国際競争力の強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域において、エネルギーの自立化・多重化に資する複数街区にまたがるエネルギーの面的利用に係るネットワークの整備に必要な支援を行う。	・都市再生安全確保計画に位置付けられるエネルギーの面的利用に係るネットワークの整備
6. 浸水リスクの低減のための施設整備等に係る支援			
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	予算	○公園における雨水貯留施設の整備による災害低減、周辺の経済価値増進、生産性向上への寄与など緑が持つ多面的な効果に着目し、緑地・緑化等の創出・配置を図る取組を支援 ○緑化重点地区等の地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開性のものも支援対象に追加	・内水対策
総合流域防災事業	予算	○流域単位で、包括的に水害対策の施設整備等(準用河川の河川改修、移動式排水施設の整備、二線堤の整備、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成 [※] 等)を支援 ※: 令和4年度より全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川を対象	・河川改修 ・排水施設の整備 ・二線堤の整備 ・水害リスク情報の充実
浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置	税制	○既存の二線堤等、洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効な箇所を浸水被害軽減地区に指定することにより、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間課税標準を1/2~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準: 2/3)とする特例措置を講じる。(適用期限を3年間(令和8年3月31日まで)延長)	・二線堤等の保全(河川氾濫による浸水の軽減)

まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策(概要一覧)

令和6年4月時点

- 既存制度
- 令和6年度拡充事項(青字)

施策等の名称	支援種別	概要	防災・減災対策の種別
雨水貯留浸透施設整備	予算	○河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を地方公共団体や民間企業等が実施するための費用を支援 ○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川管理者、下水道管理者以外の地方公共団体又は民間企業による雨水貯留浸透施設整備に係る交付率を嵩上げ(1/2→1/3)	・河川氾濫リスクの低減
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	税制	○特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準を1/3を参酌して1/6~1/2の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を講じる	・雨水貯留浸透機能の確保
下水道浸水被害軽減総合事業	予算	○一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、一定規模の浸水が想定される地区等においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」として、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についてもきめ細やかに防災・安全交付金による支援	・内水対策
雨水浸透阻害行為の許可	制度	○特定都市河川流域で、宅地等以外の土地で行う一定規模以上の流出雨水量を増加させるおそれのある行為について、流出雨水量が増加しないようするための対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)を義務付けることができる	・雨水貯留浸透機能の確保
保全調整池の指定	制度	○特定都市河川流域で、一定規模以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)の届出に対して、必要助言又は勧告をすることができる	・雨水貯留浸透機能の確保
貯留機能保全区域の指定	制度	○特定都市河川流域で、河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い浸入した水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域について、土地所有者の同意等を得た上で貯留機能保全区域として指定し、盛土等の行為を事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行うことができる	・流域内の貯留機能を有する土地の保全
貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	税制	○特定都市河川流域で、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を3/4を参酌して2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を講じる	・流域内の貯留機能を有する土地の保全
浸水被害防止区域の指定	制度 予算	○特定都市河川流域で、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、浸水被害防止区域として指定し、生命・身体保護のための必要最低限の開発規制・建築規制を措置することができる ○浸水被害防止区域内に立地する既存住宅の移転や改修を支援(防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、災害危険区域等建築物防災改修等事業) ○浸水被害防止区域における都市計画法に基づく自己居住用住宅以外の開発は原則禁止となる	・より水害リスクの低い地域への居住誘導、住まいづくりの工夫
特定都市河川浸水被害対策推進事業	予算	●特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川で、流域水害対策計画の策定、変更を支援 ○特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造、排水施設の整備等を計画的・集中的に支援 ○民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設及び二線堤の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合には、負担額の5割について特別交付税措置を講じる	・河川改修 ・雨水貯留浸透機能の確保 ・二線堤の築造等 ・貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内において、貯留後の早期排水を目的に整備する排水施設
下水道事業に係る交付金(下水道浸水被害軽減総合事業)	予算	○一定規模以上の雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備に対し交付金を交付(一定規模以上の浸水被害の実績がある地区等においては、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についても交付) ●下水道浸水被害軽減総合事業の拡充として、対象エリアの要件に特定都市河川流域を追加し、特定都市河川流域における下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象となる施設規模要件を緩和	・内水対策
下水道床上浸水対策事業	予算	○浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援	・内水対策
事業間連携下水道事業	予算	○内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援	・内水対策
大規模雨水処理施設整備事業	予算	○計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援	・内水対策
特定地域都市浸水被害対策事業	予算	○下水道法に規定する「浸水被害対策区域」や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設等の整備、民間事業者等による雨水貯留施設・雨水浸透施設等の整備に係る経費の一部を補助。なお、浸水被害対策区域においては官民連携浸水対策下水道事業も活用可能。	・内水対策
まちづくり連携砂防等事業	予算	○令和2年6月に改正された都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域を保全する砂防事業等を支援 ○上記に示す区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフララインを保全する砂防事業等を支援 ●令和5年4月に、事業対象区域を居住誘導区域に加え市町村がまちづくりの計画に位置付けた地域生活拠点にまで拡大するとともに、急傾斜地崩壊対策事業のがけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充	・土砂災害対策
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	税制	○浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(止水板、防水扉等)を支援	・内水対策(外水、高潮等にも対応可)
都市再生区画整理事業	予算	○都市計画法の改正に併せて、地区施設に位置づけられた雨水貯留浸透施設や避難施設等について、浸水対策施設の対象に追加し、当該施設の整備費全額を補助限度額に算入	・雨水貯留浸透施設等